

香川県条例第31号

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例

香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(種別及び金額) 第2条 略				(種別及び金額) 第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。 2 略			
別表第1（第2条関係） 第1表 略 第2表 手数料の部				別表第1（第2条関係） 第1表 略 第2表 手数料の部			
種別	区分	単位	金額	種別	区分	単位	金額
1～377 略				1～377 略			
378 全国通訳案内士登録申請手数料	略			378 通訳案内士登録申請手数料		1件	5,100円
379 全国通訳案内士登録証訂正手数料	略			379 通訳案内士登録証訂正手数料		1件	4,000円
380 全国通訳案内士登録証再交付手数料	略			380 通訳案内士登録証再交付手数料		1件	4,000円
381～383 略				381～383 略			
384 旅行業者代理業新規登録申請手数料	略			384 旅行業者代理業新規登録申請手数料	略		
384の2 旅行サービス手配業新規登録申請手数料		1件	15,000円				
385 職業訓練指導員免許手数料	略			385 職業訓練指導員免許手数料	略		
386～582 略				386～582 略			
583 不動産特定共同事	略			583 不動産特定共同事	略		

業の許可申請手数料			
583の2 <u>小規模不動産 特定共同事業の登録又 は登録更新申請手数料</u>		1件	6万円
584 サービス付き高齢 者向け住宅の登録又は 登録更新申請手数料	略		
584の2～584の4 略			
584の5 <u>要除却認定マ ンションに係るマンシ ョンの建替えにより新 たに建築されるマンシ ョンの容積率に関する 特例許可申請手数料</u>	略		
584の6 <u>住宅確保要配 慮者円滑入居賃貸住宅 の登録申請手数料</u>	申請に係る住宅 確保要配慮者円 滑入居賃貸住宅 の戸数		
	1	1件	7,000円
	2以上4以下	1件	8,000円
	5以上9以下	1件	1万円
	10以上19以下	1件	12,000円
	20以上29以下	1件	13,000円
	30以上39以下	1件	14,000円
	40以上49以下	1件	15,000円
	50以上99以下	1件	17,000円
	100以上	1件	22,000円
584の7 <u>住宅確保要配 慮者円滑入居賃貸住宅 の変更登録手数料</u>	追加しようとす る住宅確保要配 慮者円滑入居賃 貸住宅の戸数		
	1以上4以下	1件	1,000円
	5以上9以下	1件	3,000円
	10以上19以下	1件	5,000円

業の許可申請手数料	
584 サービス付き高齢 者向け住宅の登録又は 登録更新申請手数料	略
584の2～584の4 略	
584の5 <u>要除却認定マ ンションに係るマンシ ョンの建替えにより新 たに建築されるマンシ ョンの容積率に関する 特例許可申請手数料</u>	略

	20以上29以下	1件	6,000円		
	30以上49以下	1件	7,000円		
	50以上99以下	1件	1万円		
	100以上	1件	15,000円		
585 教育職員免許状授 与手数料	略				
585の2～598 略					
備考 略					

585 教育職員免許状授 与手数料	略				
585の2～598 略					
備考 略					

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1 第2表 手数料の部384の項の次に384の2の項を加える改正規定 公布の日
- (2) 別表第1 第2表 手数料の部583の項の次に583の2の項を加える改正規定 平成29年12月1日
- (3) 別表第1 第2表 手数料の部378の項から380の項までの改正規定 平成30年1月4日
- (4) 別表第1 第2表 手数料の部584の5の項の次に584の6の項及び584の7の項を加える改正規定 規則で定める日